

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年5月31日

長野県長野建設事務所長 新家智裕

1 許可番号

平成30年5月22日 長野県長野建設事務所指令30長建第121-2号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

千曲市杭瀬下1-90、1-91、1-92、1-93、1-94、1-95、1-96、1-97

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千曲市大字杭瀬下84

千曲市長 岡田昭雄

都市・まちづくり課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成30年5月31日

長野県公安委員会

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

2 講習の対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者

(1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備

業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
平成30年9月5日（水）から平成30年9月13日（木）まで（土曜日、日曜日及び平成30年9月10日（月）を除く。）の6日間	午前9時30分から午後5時まで

（注） 講習の受付時間は、平成30年9月5日（水）午前9時5分から午前9時20分までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TO i GO WEST

3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 受講しようとする者は、(2)の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話 026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

(イ) 受付専用電話以外での受付は一切行いません。

(ウ) 電話1本につき1人の受付とします。

(2) 事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成30年6月28日（木）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、(3)の提出期間内に提出してください。

ア 2の(1)に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

エ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し

オ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

カ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

- (3) 提出期間
 ア 提出期間
 平成30年7月23日（月）から平成30年7月27日（金）まで
 イ 受付時間
 午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）
- (4) 講習手数料
 講習手数料（3万8,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。
- 6 その他
- (1) 講習における修了考査に合格した者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付します。
- (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
- (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
- (4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり行います。

平成30年5月31日

長野県公安委員会

- 1 講習に係る警備業務の区分
 法第2条第1項第3号に規定する警備業務
- 2 講習の対象者
 受講申込み日において、受講しようとする警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの
- (1) 最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に

関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講しようとする警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

3 講習の実施期日及び場所

(1) 実施期日

実施期日	時間
平成30年9月11日（火）から平成30年9月13日（木）までの3日間	午前9時30分から午後5時まで（平成30年9月11日（火）は、午後1時10分から午後5時まで）

（注） 講習の受付時間は、平成30年9月11日（火）午後0時40分から午後1時までです。

(2) 場所

長野市大字鶴賀問御所町1271番地3 TO i GO WEST 3階

長野市生涯学習センター

4 受講定員

20名

5 受講の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

（7）受講しようとする者は、（2）の警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する前に、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（受付専用電話026-233-0108）に事前申込みを行い、講習受付番号を取得してください。

（4）受付専用電話以外での受付は一切行いません。

（9）電話1本につき1人の受付とします。

（1）事前申込みの受付時間内であっても、定員に達した場合は、受付を締め切ります。

イ 電話受付日

平成30年6月29日（金）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）

(2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出

講習受付番号を取得した者は、事前申込みの際に指定された警察署に、講習受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を貼付した警備員指導教育責任者講習受講申込書に次に掲げる書類を添付して、（3）の提出期間内に提出してください。

ア 交付を受けている資格者証又は修了証明書の写し

イ 2の（1）に該当する者は、最近5年間に受講しようとする警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が3年以上であることを説明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

- ウ 2の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
 エ 2の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 オ 2の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る合格証の写し
 カ 2の(5)に該当する者は、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書
 キ 代理人が警備員指導教育責任者講習受講申込書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 提出期間

- ア 提出期間
 平成30年7月23日（月）から平成30年7月27日（金）まで
 イ 受付時間
 午前9時から午後5時まで（受付時間は厳守してください。）
 (4) 講習手数料
 講習手数料（1万4,000円）は、警備員指導教育責任者講習受講申込書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

6 その他

- (1) 講習における修了考査に合格した者には、この講習に係る修了証明書を交付します。
 (2) 警備員指導教育責任者講習受講申込書は、長野県内の警察署で交付するほか、長野県警察ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。
 (3) この講習について不明な事項は、長野県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。
 (4) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成30年5月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による獣銃若しくは空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に同号の規定による許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者に限る。）又は同法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けようとするもの

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月4日（水）	午後1時から午後4時まで	中野会場	中野市大字壁田955番地 北信合同庁舎	60名
7月11日（水）	午後1時から午後4時まで	小諸会場	小諸市大字菱平2725番地 長野県動物愛護センター	60名
7月18日（水）	午後1時から午後4時まで	駒ヶ根会場	駒ヶ根市上穂栄町23番地1 駒ヶ根総合文化センター	50名
7月22日（日）	午後1時から午後4時まで	松本会場	東筑摩郡山形村2040番地1 山形村農業者トレーニングセンター	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
獣銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
獣銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申し込み

受講しようとする者は、獣銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書に貼り、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
 (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
 (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課